

# 「放送同時配信等の許諾推定規定の解釈・運用に関する ガイドライン(仮称)(たたき台(案))に係る意見」

---

2021年6月28日

一般社団法人日本動画協会

# 1、はじめに

- 当協会は著作権法上の「映画の著作物」であるアニメの制作会社を主な会員とする業界団体である。
  - 現在、アニメは少数の例外（長期に亘り継続的に製作・放送されている編成発注方式の作品やNHK企画作品等）を除いて**制作委員会方式**（以下、「委員会方式」）で製作されており、著作権を有している制作委員会が放送局（以下、「局」）に**放送権を許諾する**かたちになっている。
  - **一次利用時の放送**は制作委員会が放送枠を購入して放送するため、局から**放送権料が支払われない**ことが大半である。ただし、**二次利用時の放送**は「番組販売」という形になるため、局から**放送権料が支払われる**。
- ※総務省が実施した「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」令和2年度フォローアップ調査では、アニメ制作会社・局ともに参加しているケースが多いとの結果が出ている。
- 当協会は上記前提に基づき、以降、意見を述べるものである。

## 2、当協会としての意見

- **委員会方式を採用するアニメの場合**、一次利用・二次利用を含めて、製作・利用に関する一切の事項は委員会の契約・合意等により自由設計  
 できるべきであり、令和3年著作権法改正で導入された許諾推定規定（以下、「本規定」）は馴染まないと考えており、たたき台（案）P2の上から4段落目の記載にあるように**本規定の適用がないこと**をガイドラインに明記してほしい。
- 総務省 情報通信審議会 情報通信政策部会 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会に当協会がワーキンググループメンバーとして参加した際に、「放送を一次利用とした場合、ネット配信は二次利用として別に許諾しているため、同時配信等は二次利用に相当する。必然的に権利処理のコストが発生するにも関わらず、局が同時配信等の使用料分を上乗せしない場合にはアニメビジネスに大きく影響する」との意見を述べている。**局が同時配信等を行う場合には必ず放送権料とは別に使用料を支払うこと**をガイドラインに明記してほしい。

- 編成発注方式・委員会方式に関わらず、局が制作会社に対して優越的地位に立つことは自明の理であり、交渉力及び契約部門の質量両面における充実度においても制作会社に対して有利であることから、以下4項目を要望する。
  - ① 改正法施行日以降、局が放送に加えて同時配信等を実施することを希望する場合には、製作委員会等権利者との契約を結ぶ際に局からその旨を権利者側に申し出て条件等を交渉するようにしてほしい（製作委員会において放送と同時配信等を含む配信の権利行使窓口は、放送と配信で分けされており、必ずしも同一メンバーが担当しない）。
  - ② 同時配信等を実施する場合には、それを許諾する旨を示す契約書添付用の基本フォーマットを作成してガイドラインに掲載してほしい（局・制作会社双方の負担を軽減し、且つ認識の齟齬を生じさせないため）。
  - ③ たたき台（案）P4、「V. その他（留意事項）」の第1段落に記載のあるとおり、契約締結日（放送日ではない）が改正法施行日より前の契約については適用されない旨をガイドラインに明記してほしい。
  - ④ ガイドラインが策定された後、速やかに、局・制作会社各々に向けたガイドライン講習会を実施してほしい。総務省・文化庁主催のほか、例えば放送コンテンツ適正取引推進協議会の実施している講習会などで取り上げることも考えられるのではないかと（異動等を鑑み毎年または隔年実施を要望）。